

# 電波法施行規則等の一部を改正する省令について

## (小電力無線システムの無線局の高度化)

### 1 諮問の概要

920MHz 帯小電力無線システムの無線局及び 1.9GHz 帯デジタルコードレス電話の無線局について、IoT 社会の構築に向けた新たな周波数の利用ニーズへの対応や TD-LTE 方式による新たなデジタルコードレス電話の無線局の導入を図るため、必要な技術的条件について、本年 3 月に情報通信審議会技術分科会からそれぞれ一部答申を受けたところである。

本件は、当該答申を受けて、これらの小電力無線システムの無線局の技術基準等の規定の見直しを行うものである。

### 2 変更概要

#### (1) 920MHz 帯小電力無線システムの無線局の技術基準等の見直し

- ① IoT 向けの電気通信サービス等の新たな利用目的ニーズの拡大に対応するため、無線局の局種を簡易無線局から陸上移動局へ変更する（無線設備の技術基準はこれまでと同様である。）。
- ② 狭帯域の周波数利用における周波数利用効率の向上を図るため、指定周波数帯による規定を追加する。
- ③ その他機器の小型化における利便性を確保するため、空中線電力及び空中線利得の技術基準の緩和等、所要の規定の整備を行う。

#### (2) 1.9GHz 帯デジタルコードレス電話の無線局の技術基準等の見直し

- ① 新たな方式である TD-LTE 方式の導入を図るため、必要な技術基準等の規定を追加する（sPHS 方式を廃止する。）。
- ② DECT 方式について、更なる使用周波数の確保を図るため、使用周波数の拡大や周波数の利用条件の緩和等の規定を見直す。
- ③ その他 TD-LTE 方式及び DECT 方式の無線設備の人体における比吸収率の許容値等の規定の追加等、所要の規定の整備を行う。

### 3 施行期日

平成 29 年 10 月 1 日